



所 管	医療福祉部社会福祉課		
担 当	山田 加奈子	問い合わせ	0573-26-2111 (内線 184)

報 道 機 関 各 位

子育て世帯負担軽減給付金の給付について

県は、18歳までの児童を養育している子育て世帯へ、1世帯当たり1万5千円の「子育て世帯負担軽減給付金」を給付することとしました。市では、給付に係る事業費を12月補正予算に計上しましたのでお知らせします。

記

1. 概要

物価高騰などにより子育て世帯への負担増が懸念される中、将来を担う子どもの養育に係る経済的な負担の軽減を図るため、県は、18歳までの子どもを養育している子育て世帯のうち、主たる生計者の所得水準が一定以下の世帯に対して、1世帯当たり1万5千円を給付することとしました。

2. 給付対象者

平成16年4月2日生まれから令和4年10月31日生まれまでの児童の養育者であって、児童手当（本則給付）の所得制限限度額未満である以下の者

- (1) 令和4年11月分の児童手当を市から受給している方
- (2) 令和4年11月分の児童手当を受給している公務員
- (3) 高校生等(平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ)の養育者

※(2)(3)においては、基準日(令和4年10月31日)に市に住所を有する方

3. 対象見込世帯数

3,609世帯

内訳	(1) 市から児童手当を受給している世帯	2,727世帯
	(2) 児童手当を受給している公務員世帯	296世帯
	(3) 高校生等の養育世帯	586世帯



市公式キャラクター
『エーナ』



4. 給付の方法

- (1) 令和4年11月分の児童手当を市から受給している方
申請不要（12月16日（金曜日）に給付予定）
- (2) 令和4年11月分の児童手当を受給している公務員
申請手続が必要（12月以降申請受付後、随時給付）
- (3) 中学生以下の弟妹がない高校生等の養育者
申請手続が必要（12月以降申請受付後、随時給付）

5. 12月補正予算

- (1) 歳入 56,000 千円（県補助金）
- (2) 歳出 56,000 千円（子育て世帯負担軽減給付金給付事業費）
内訳 給付費 54,135 千円（3,609 世帯×15 千円）
事務費 1,865 千円